

PL法の歴史と ネット社会の新たなPL問題 ～新しい時代のPL法の在り方を問う～



【日時】 7月1日(木) 14時00分～16時00分
〔Zoomを活用したオンライン報告会〕

◆製造物責任法（PL法）とは

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合に、被害者は製造業者等に損害賠償を求めることができる法律で、1995年7月1日に施行されました。

第1部

PL法の制定にご尽力いただいた主婦連 故清水鳩子さんの足跡をたどりながら、PL法の歴史を振り返ります。

第2部

デジタル・プラットフォームを通じて購入した外国製品の欠陥による火災事故を事例に、ネット社会の新たなPL問題についてディスカッションを行います。

■パネリスト 川和功子さん（同志社大学教授）

松本恒雄さん（一橋大学名誉教授、国民生活センター前理事長）

早坂祐樹さん（国民生活センター）

加藤尚徳さん

■コーディネーター 中村雅人さん（弁護士・PLオンブズ会議メンバー）

PLオンブズ会議からの提言 2021



【参加費】 無料

【定員】 100人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】 6月25日（金）

【申し込み】 ① Google フォーム <https://forms.gle/8XkQbMghPrhQ95ai6>

② 事務局に申し込み yukiko.ooide@shodanren.gr.jp（大出）

参加ご希望の方は、「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※Zoom 会議の詳細は、報告会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただきます他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの報告会のみ利用させていただきます。